

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和5年9月29日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300059 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300020 号

第 1 結論

請求者の A 社 (現在は B 社) における平成 9 年 10 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 9 年 10 月から平成 10 年 7 月までの標準報酬月額については、13 万 4,000 円を 22 万円に訂正する。

平成 9 年 10 月から平成 10 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 9 年 10 月から平成 10 年 7 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から平成 10 年 8 月 1 日まで
給与明細書に記載されている支給額及び厚生年金保険料控除額と年金記録の標準報酬月額が相違しているので、調査して厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した A 社に係る給与支払明細書、同社からの給与の振込先とする C 銀行の預金通帳の写し及び平成 10 年分給与所得の源泉徴収票並びに日本年金機構の請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額の回答により、請求者の請求期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額 (13 万 4,000 円) を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与支払明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額等から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の請求どおりの報酬月額に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所 (当時) に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付したか否か不明と回答しているところ、これを確認できる関

連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2300136号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2300007号

第1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年*月から昭和58年3月まで

両親が私の将来を心配して、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付してくれた。帰省の度に「年金は払っている。」と母から聞かされており、平成元年から平成4年の間に郵便で両親から年金手帳を2冊(オレンジ色とうぐいす色)受け取った。現在、この年金手帳を保管していないが、年金手帳が発行されているにもかかわらず、年金記録がないのは納得がいかない。新たな資料はないが、再度調査の上、請求期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、今回の請求に先立ち昭和50年*月から昭和58年3月までの期間に係る訂正請求を4回行っているところ、①請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、請求者に聴取しても具体的な状況が不明であること、②請求者の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとされる請求者の両親は既に亡くなっていること、③日本年金機構及び九州厚生局において、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年*月から昭和58年3月までに国民年金に加入した者に払い出された国民年金手帳記号番号を確認したが、請求者に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことなどから、既に平成28年3月4日付け、平成30年3月15日付け、平成31年1月15日付け及び令和3年6月8日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする九州厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、これまでの訂正請求と同じく、両親から受け取った年金手帳はうぐいす色とオレンジ色の2冊で、当時どうして2冊なのか不思議に思い、又、うぐいす色は汚い色の印象が強く鮮明に記憶している旨主張し、5回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求期間において、請求者に対し国民年金手帳記号番号が払い出された事跡はないことから、請求者に年金手帳を発行したとは考え難く、このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の両親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2300082 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2300021 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社及び B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 1 月 1 日から平成 12 年 1 月 1 日まで

請求期間について、A 社と B 社で勤務し、人夫の送迎や監督を行っていた。それぞれの会社における勤務期間は分からないが、どちらの会社でも厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 A 社について、同社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は既に解散し、解散時の代表取締役は、同社に係る資料（出勤簿、賃金台帳等）は全てないと陳述しており、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったか否か、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することができない。

また、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録はなく、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の勤務について具体的な回答を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、A 社は、昭和 41 年 10 月 1 日から昭和 57 年 12 月 31 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号 1 番から 236 番（最終）まで確認したが、請求者の氏名はない。

2 B 社について、同社に係る履歴事項全部証明書等によると、同社は既に解散し、代表取締役も死亡しているため、解散時の取締役役に照会したが、同社に係る資料（出勤簿、賃金台帳等）は全てないと陳述しており、請求者が同社において厚生年金保険の被保険者となる要件を満たす勤務実態があったか否か、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か確認することができない。

また、請求者の B 社に係る雇用保険被保険者記録はなく、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したが、請求者の勤務について具体的な回答を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、B 社は、昭和 57 年 5 月 1 日から平成 13 年 5 月 31 日まで厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録の整理番号 1 番から 323 番（最終）まで確認したが、請求者の氏名はない。

3 このほか、請求期間における請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。